

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国における役務コンサル PE 課税について

日本法人が中国に人員を派遣して技術指導を行う場合、中国から受け取る技術指導料に対して、中国税務当局に「役務コンサル PE を有すること」を理由に、課税される事例が多く発生しているようです。今回は、中国での役務コンサル PE 課税問題について説明します。

1. 中国の役務コンサル PE とは

「PE」とは、Permanent Establishment（恒久的施設）の略称であり、外国法人が中国において事業を行う支店、事務所、工場などの一定の場所を指します（日中租税条約第5条）。

「役務コンサル PE」とは、外国法人がその使用人等を通じて行うコンサルタント役務の提供で、単一のプロジェクトまたは複数の関連プロジェクトについて、プロジェクト開始日から12ヶ月の間に合計6ヶ月を超えるものをいいます。そのコンサルタント役務は次のものをいいます（中国財税外字[1985]042号通知）。

- ① 中国での各種プロジェクトに係るコンサルティング
- ② 企業の既存生産技術改善に係るコンサルティング
- ③ 経営管理改善に係るコンサルティング
- ④ 技術の選択採用に係るコンサルティング
- ⑤ FS（フィージビリティ・スタディ）の作成に係るコンサルティング
- ⑥ 各種設計の選択採用に係るコンサルティング
- ⑦ 中国企業の既存設備機器もしくは製品に関する性能、効率及び品質ならびに信頼性及び耐久性の向上を目的として提供される技術協力（支援）
- ⑧ 各種契約に定める技術目標等を達成するために実施される設備機器もしくは部品の改善に係る設計、試運転調整もしくは試験制作等の技術協力（支援）
- ⑨ その他のコンサルティング

2. 役務コンサル PE 課税の概要

日本法人が中国で PE 課税された場合の課税関係を、次の計算例をもって説明します。

計算例

	金額	備考
コンサルティング料	10,000	—
中国営業税 ¹	500	収入×5%
中国企業所得税 ²	375	収入×認定利益率15%×企業所得税25%
計	875	
差引	9,125	—

¹ 営業税とは、中国における一定の役務提供に対して課税される税金であり、日本の消費税に類似するものです。サービスの営業税率は5%となります。

² 企業所得税とは、法人の事業所得に対して課税される税金であり、日本の法人税に類似するものです。企業所得税の原則税率は25%です。

企業所得税の計算上、原則として、実際発生した収入から対応する費用および損失等を控除して課税所得を計算しますが、外国法人が健全な会計帳簿を設置せず、根拠証憑の確認ができない場合には、税務当局は収入に次の認定利益率を乗じて課税所得を計算できると規定されています（国税発[2010]19号通達第5条）。

- ① 請負工事、設計およびコンサル業務：15%～30%
- ② 管理マネジメント業務：30%～50%
- ③ その他のコンサル業務：15%～

お見逃しなく！

中国でPE課税された場合、納付する企業所得税は日本で外国税額控除を受けることによって、二重課税を排除することができます。また、役務コンサルに従事する日本法人の従業員は、日中租税条約の183日免税ルールの要件を満たさないため、中国出張期間に対応する給与分について、中国でも所得税を申告・納付しなければなりません。